

# 第1章 計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革と目的

従来の保存管理計画は、昭和52年度に花沢・勝山の両館跡が国の指定史跡となったことを受け、昭和53年に『史跡上之国勝山館跡・花沢館跡保存管理計画書』として策定したものである。その後、30数年の月日が経ち、史跡を取りまく情勢が変化したこと、平成18年3月に花沢・勝山の両館跡が統合され、洲崎館跡が追加指定されたことから、平成21年度から平成22年度の2ヶ年を要して、『史跡上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡 保存管理計画』を策定するに至ったものである。

「史跡上之国館跡」が花沢館跡・洲崎館跡・勝山館跡の三館から成り立ち（第1図参照）、わが国の北方中世史において重要な役割を担っていたことは古くから知られていた。

さらに、これまでの約30年の調査結果から、いまや北海道における、いわゆる「和人」の足跡、生活や文化などを考究する上で欠かすことのできないものであり、北方中世考古学研究の先駆的役割を果たすに至っている。

三館が統合指定となった今、改めて各館の現状を分析し、問題点と課題の整理に努め、「史跡上之国館跡」としての適切な保存管理の方策を明確化すべきと考えている。同時に三館の一括指定は、三館を包含する地域の歴史景観や自然・地形環境などの復原や今後の持続的な活用の新たな出発点をも意味すると考えられる。

私たち行政の最も重要な役割は、これらのことを十分認識し、専門家や関係機関との協力・連携体制を構築し、史跡に対する地域住民の理解と関心をより一層深めることを大きな目標に掲げ、この文化遺産の価値を損なうことなく協働して保護・保存・活用に努めることである。

併せて、この地域に暮らす私たちが、北海道で唯一「北の中世世界」を体感できる固有の歴史文化遺産としての史跡の意味を理解し、優れた歴史景観や自然環境とともに後世へ伝えていく責務を負うものである。

これらの方向性を、地域住民及び行政関係者すべての人々が共有するため、ここに「史跡上之国館跡保存管理計画」を策定する。

## 第2節 史跡指定の経緯と管理団体指定

### 1 史跡上之国館 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡 指定の経過

- 昭和52年4月12日 勝山館跡、史跡に指定される

#### 【指定理由】

#### ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部2（城跡）による。

#### イ 説明

上之国勝山館跡の構築年代は必ずしも明らかではないが、江戸時代の記録等によれば、15世紀に和人の拠点として、つくられたものと思われ、蠣崎氏がこれに拠ったという。

館は南から北に傾斜する斜面を利用して段丘状に造られ、東西両側はそれぞれ自然の溪谷をもって防禦としている。後背部は堀を切り、守りを固めている。段丘山のいわゆる郭の両側には、一部に堀の痕跡も認められる。また、いわゆる郭を構成する一部には、土塁跡、井戸跡、社跡等も遺存している。蠣崎氏が松前に移ってからは、留守人が置かれたというが、江差が和人活動の中心地となってからは廃絶したという。なお、この館は、まもなく勝山館又は和喜（脇）之館と呼ばれるようになったが、ここでは上之国勝山館という呼称をとって指定名称とする。

上之国勝山館は、蝦夷地における和人の足跡を考察する上で重要な遺跡である。

- 昭和52年4月12日 花沢館跡、史跡に指定される

#### 【指定理由】

#### ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部2（城跡）による。

イ 説明

『新羅之記録』等によれば、上之国花沢館跡は、15世紀頃和人の拠点としてつくられ、蠣崎氏が居城とした館跡であるといい、いわゆる道南十二館の一つとして記されている。館は天の川に面した台地上に営まれ、東西両側は溪谷をもって自然の防塞としている。館は他のこの種の館同様、いわゆる大館・小館状の二つの郭に大別されるが、北の館はさらに四段の段丘状を呈している。

後背部は大きな掘割で南に続く台地と区画されており、空堀と土塁と思われるものも一部遺存している。上之国花沢館の終焉を語る良好な史料はなく、おそらくこの館は自然に廃絶したものである。

近年道路工事のため、館の北端部は削平されたが、旧規をうかがうに十分であり、蝦夷地における和人の足跡を考察する上で重要な遺跡である。

● 昭和62年8月10日 勝山館跡の一部、追加指定される

【追加指定の理由】

ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部2（城跡）、7（墳墓）による。

イ 説明

蠣崎氏（後の松前氏）の上ノ国地方支配の拠点となった上之国勝山館跡は、昭和52年、史跡に指定され、保存を図ってきているが、上ノ国町教育委員会によるその後の発掘調査等の結果、次の事柄が明らかになった。

- (1) 昭和58年以降の発掘調査によって、八幡社跡の東の通称侍屋敷跡の建物遺構が、さらに南方の指定地外にものびていること
- (2) 昭和56-58年度の分布調査等の結果、狭義の勝山館跡から夷王山の山麓に分布する盛土の墳墓群は、15~16世紀に営まれたもので、6地区に大別され、その数は662基以上に及び、狭義の勝山館跡及び夷王山と密接不離の関係にある。
- (3) 広義の勝山館は、夷王山を南の守りとする構造で、狭義の勝山館・夷王山・墳墓群は一体の歴史的地域を形成すること

これらの事実を踏まえ、今回、既指定地に夷王山・墳墓群・狭義の城館の一部を追加指定し、既指定地と一体のものとして保存を図ろうとするものである。

● 平成18年3月31日 勝山・花沢両館が統合される、洲崎館跡追加指定される。

史跡上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡 と改称される

【指定理由】

ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部2（城跡）による。

イ 説明

鎌倉期、津軽安東氏は上之国氏、下之国氏に分かれていたが、北海道に渡った下之国安東氏が拠点とした上磯・茂別館周辺を下之国と呼び、上之国安東氏が拠点とした一帯を上之国と呼び、これが現在の上の国地方であったといわれている。

上の国には天然の良港である天の川があるが、この川の南に上之国守護蠣崎季繁が築いた館が花沢館であり、昭和52年に史跡に指定されている。この館に寄寓していた武田信広は長禄元年(1457)コシヤマインの蜂起の際に、道南十二館と呼ばれる和人の館が大半陥落したにもかかわらず花沢館を守り抜き、蜂起の鎮圧にも功があったとして、季繁養女（安東政季女子）を妻として蠣崎氏を継ぐことになった。

この後、信広が天の川の北側に新たに構えたのが洲崎館で、『新羅之記録』では「居川北天河之洲崎之館」、『福山秘府』には「築壘于上国河北天河洲崎居焉」とある。またこの時を「初メテ国

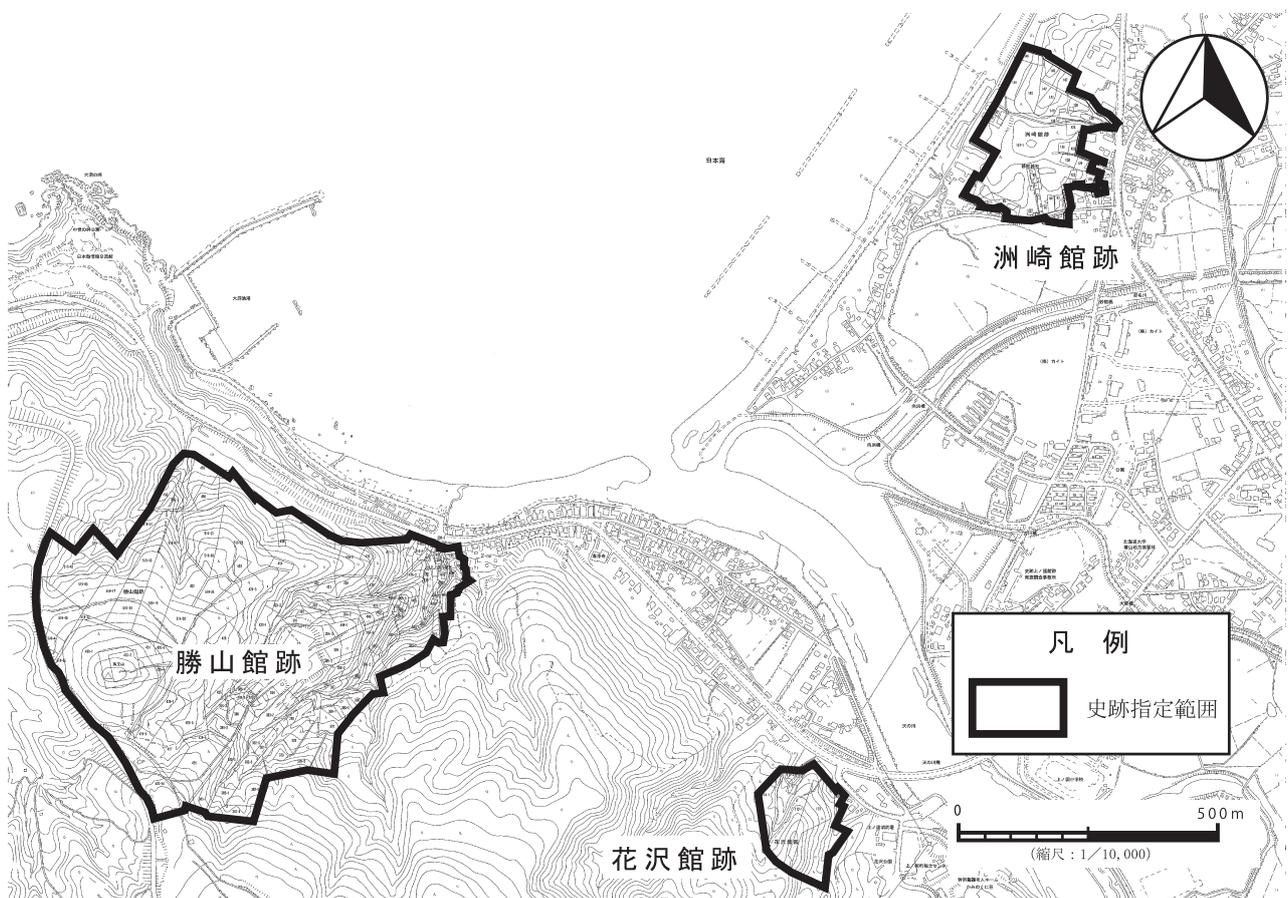
ヲ建ツ」とする記事（『松前家記』）もある。

さらにこの後に信広が築いた館が上之国勝山館で、文明5年(1473)以前に築かれたものである。

勝山館も花沢館と同日付けで史跡に指定されており、近年土地公有化、発掘調査、環境整備が進捗しているが、洲崎館は未指定となっている。

洲崎館跡は、天の川右岸（北岸）の日本海に面した砂丘上に立地している。土塁、ほり等の遺構が残るほか、また15～16世紀の青磁・白磁・染付等の中国製磁器のほか珠洲、越前系播鉢、信楽壺、美濃皿、唐津皿等が採集されており、ほかに北宋銭2500枚や中世和人頭骨が出土している。現在中心部に砂館神社があるが、これは安永7年(1778)焼失した建物を藩費によって翌年現在地に移転したもので、明治以降に砂館神社とされたものであり、その前身は『新羅之記録』等にみえる寛正3年(1462)に建立された毘沙門堂と考えられる。この堂については藩祖ゆかりの地として松前藩の崇敬が篤く、年々藩よりの祭祀料が拠出され、また年初には家臣による藩主代参が行われていた。

このように洲崎館は室町期の道南和人社会の統轄者であり、のちの松前氏の祖なった武田信広（蠣崎氏）が築いた館として重要であり、既指定の花沢館、勝山館と同様の歴史的意義をもつものである。よって洲崎館を追加指定し、その保存を図るとともに、既指定の2館に洲崎館跡を加えて統合し、名称を変更するものである。



第1図 史跡上之国館跡 位置図